

権利変換の処分の公告

本個人施行者の施行地区内における権利変換計画について、平成30年2月5日付け北海道建指第2041号により北海道知事の認可を受けましたので、都市再開発法第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業

2. 施行者の名称

個人施行者 アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社

代表取締役 川村 裕二

3. 事務所の所在地

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

4. 権利変換計画に係わる施行地区又は工区に含まれる地域の名称

帯広市西3条南9丁目	1番1、1番4、1番5、1番15、1番16
帯広市西4条南9丁目	2番1、2番6、2番12、2番13、2番14、2番15
帯広市西4条南8丁目	12番1、12番2、14番1、14番2、16番1、16番2 18番1、18番3、18番4、18番5、18番7、18番8

5. 権利変換期日

平成30年2月9日

6. 権利変換の認可を受けた年月日

平成30年2月5日

平成30年2月7日

北海道札幌市中央区南一条西七丁目1番地3

個人施行者 アルファコート帯広西3・9地区開発株式会社

代表取締役 川村 裕二

